

[トップ](#) >> [セミナー・キャンペーン情報](#) >> [協賛セミナー一覧](#)

協賛セミナー情報

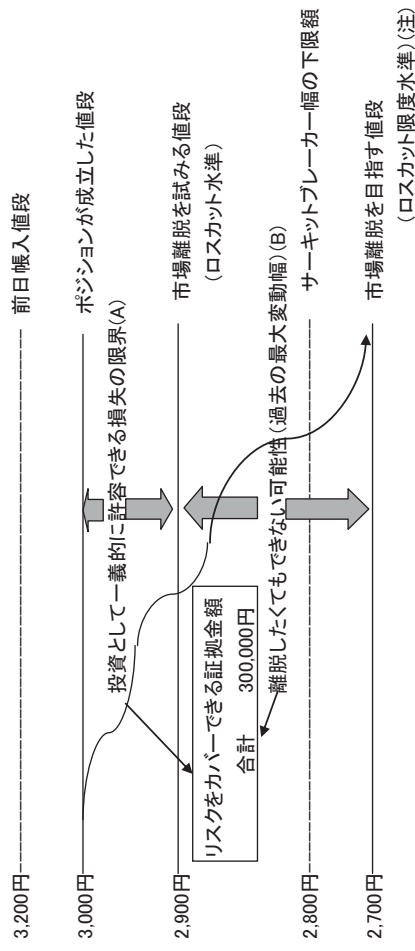
- 日本商品先物振興協会は会員・準会員が開催するセミナーであって、商品先物取引の普及啓蒙に資するものを協賛いたします。
- 本会が協賛しているセミナーは以下の通りです。各セミナー情報内の「詳細情報」をクリックして頂くとより詳しい情報をご覧いただくことができます。
- 現在**16本**のセミナーをご紹介します。

開催企業名	有料/無料	セミナー名と概要	開催日	開催場所
北辰物産株式会社	無料	初めてのネット取引 (講師：五味学氏) 詳細情報	2017/6/7 (水)	東京
岡地株式会社	無料	岡地の相場セミナー in東京 (特別編) 外務員の相場展望 vol.19 『6月米追加利上げ？を探る』 (講師：田栗 満氏、石塚 行雄氏、後藤 将氏) 詳細情報	2017/6/3 (土)	東京
岡地株式会社	無料	美人トレーダー 若林 史江の投資セミナー (講師：若林 史江氏) 詳細情報	2017/5/27 (土)	東京
岡地株式会社	無料	岡地の相場セミナー in東京 (特別編) 外務員の相場展望 vol.18 (講師：田栗 満氏、石塚 行雄氏、小林 晃一氏) 詳細情報	2017/5/20 (土)	東京
岡地株式会社	無料	～石油業界に新たな価格指標登場～ TOCOMの石油現物市場、及びスワップ市場の説明会 (講師：三浦 良平氏 ほか) 詳細情報	2017/5/16 (火)	大阪
岡地株式会社	無料	2017年はどうなる！？ 世界情勢からみる金・原油の動向 (講師：江守 哲氏) 詳細情報	2017/6/10 (土)	名古屋
			2017/6/24 (土)	大阪
日本フィナンシャルセキュリティーズ	無料	9割の日本人が知らないお金をふやす習慣と ハイブリッド不動産投資入門 (講師：生形 大氏) 詳細情報	2017/6/3 (土)	東京
日本フィナンシャルセキュリティーズ	無料	0円から2億円を稼いだJACKさんのお金の増やし方 (講師：JACK (ジャック) 氏) 詳細情報	2017/5/27 (土)	東京
日本フィナンシャルセキュリティーズ	無料	元ファンド・マネージャー坂本慎太郎 (Bコミ) に学ぶ 株式トレードと外国債券投資 (講師：坂本 慎太郎氏、東浦 静男氏) 詳細情報	2017/5/20 (土)	名古屋
日本フィナンシャルセキュリティーズ	無料	クイズで学ぶ コモディティ・トレード (講師：小次郎講師 (手塚宏二) 氏) 詳細情報	2017/6/8 (木)	大阪
北辰物産株式会社	無料	商品先物取引を始める前に知っておきたいポイント (講師：猪俣雅弘氏) 詳細情報	2017/5/25 (木)	東京
サンワード貿易株式会社	有料	成功者の資産運用戦略 (講師：午堂 登紀雄氏 ほか) 詳細情報	2017/5/27 (土)	東京
サンワード貿易株式会社	無料	一目瞭然のマトリクスチャート分析 (講師：松本 英毅氏 ほか) 詳細情報	2017/5/25 (木)	東京
			2017/5/27 (土)	大阪
サンワード貿易株式会社	無料	2017 spring 投資戦略ミーティング in 札幌 (講師：向後 はるみ氏、陳 満咲杜氏、江守 哲氏 ほか) 詳細情報	2017/5/20 (土)	札幌
日本フィナンシャルセキュリティーズ	無料	カジノ風の投資ゲームで学ぶ資金管理の基本 (講師：成田 博之氏) 詳細情報	2017/5/27 (土)	大阪
岡地株式会社	無料	取材現場から見た世界経済の裏側 ～アベノミクスの行方を占う (講師：須田 慎一郎氏) 詳細情報	2017/5/20 (土)	大阪

損失限定取引(スマートC X)の概要

1. 損失を証拠金額の範囲内に抑えるための基本的な考え方
- 保有する建玉が不利な方向に価格変動し、一定の価格に達した場合に市場離脱を試みることとしたとする。このとき、市場離脱したくても対当する注文がなければ理論上損失が拡大していく。したがって、損失を証拠金額の範囲内に抑えるためには、「投資として許容できる価格幅 (A)」 + 「市場離脱したくてもできない価格幅 (B)」に対応する以上の証拠金の差入れを受け、かつ、(B) の価格幅内で確実にロスカットを実行する体制の構築が必要となる。

【金の買いポジションの例】



(注) ロスカット限度水準の値段がサーキットブレーカー幅を超える場合は、サーキットブレーカー幅の上限若しくは下限の値段と読み替えて発注することができる。

2. 万が一の場合の措置

- (1) 過去のデータを越える価格変動が生じた場合の問題点
商品先物取引業者が、取引所の設定した「市場離脱したくてもできない価格幅(B)」に対応する証拠金の差入れを受け、かつ、その価格幅内で確実にロスカットを実行する体制を構築していたとしても、万が一の場合、当該価格幅を超える変動が生ずる可能性はないはず、結果として、証拠金を越える損失が発生する。

- (2) 万が一の場合の措置の基本的な考え方及び業務規程等の概要
上記の問題点を解決するため、万が一の際に商品先物取引業者と委託者の間で市場外取引を行うことを認め、当該取引によって証拠金以上の損失を発生させることなく委託者を市場離脱させることとする。当該市場外取引は、取引所が定めて主務大臣が認可する業務規程等に基づいて執行されなければならない。このため、証拠金及びロスカット水準等を商品先物取引業者

が任意に設定する場合にも、取引所の業務規程等に基づいて取引所が定める水準以上でなされなければならない。業務規程等で定める事項の概要は次のとおり。

- ① 市場外取引を行う要件
委託者および以下の条件を満たす内容の契約を締結した商品先物取引業者は、万が一の場合には市場外取引を行うことにより、損失を証拠金額の範囲内に抑えられる。
ア) 受け入れる証拠金

商品先物取引業者は、取引所が商品毎に定める価格変動率に応じた証拠金以上の額の証拠金の差し入れを受けなければならない（上記（B）部分）。公正な価格形成を阻害しないため、また商品先物取引業者の財務を毀損しないために、市場外取引が執行される可能性が極めて低くなるよう証拠金を設定する。

このため、ある約定値段から次の約定値段までの値段の乖離について、取引所が過去一定期間のデータを取得し、その変動率の最大値をカバーする値を統計的実証に基づき計算・設定する。その際、値段の乖離は商品毎に特性が異なることから、商品毎に設定する。

なお、投資として許容できる価格幅（A）に相当する証拠金については、商品先物取引業者又は委託者が独自に設定する。

また、証拠金制度の変更にかかわらず、証拠金は事前に差し入れを受けなければならない。そのため、取引所は受注時の証拠金の水準を定める。

イ) ロスカット水準等の設定

ロスカットを確実に実行するため、商品先物取引業者は、ロスカット取引を執行する水準（ロスカット水準）とロスカットを目指す下限（上限）の水準（ロスカット限度水準）の差を、取引所が商品毎に定める価格変動率に応じた価格幅以上に設定し、委託者の注文の約定後市場価格がロスカット水準に達したら直ちに指値注文を発注しなければならぬ。なお、商品先物取引業者の定めるところにより、ロスカット限度水準の値段がサーキットブレーカー幅を超える場合は、サーキットブレーカー幅の下限（上限）の値段と読み替えて発注することができる。この場合、各委託者一律に扱うこと。

② 市場外取引を行う時期と値段

市場外取引は、契約に基づき、ロスカット限度水準に発注された注文がキャンセルされた時点で、原則その値段で成立する。

(3) 法令の禁止事項との関係

これらの仕組みを講じることとした業務規程等に基づく商品については、初期の投資額以上の損失が発生しないことから不招請勧誘の禁止の規定に抵触しない。また、当該業務規程の規定は法令に違反せず、商品市場における取引の公正を確保し、委託者を保護するために十分なものとし、主務大臣による業務規程の認可を得たもの。

3. 实施时期

この損失限定取引（スマートC X）の概要については、2016年9月20日に実施する。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により2016年9月20日に実施することが適当でないとして当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から実施する。

2016年9月20日一部修正

用語の定義について

ロスカット取引・・・一定の損失に達した場合に市場内で決済を行おうとする取引

ストップロス取引・・・ロスカット取引が成立しなかった場合に市場外で決済を行う取引

損失限定取引・・・ロスカット取引とストップロス取引を組み合わせた取引

1. 勧誘可能な商品について

Q 1-1	政令で定める損失が取引証拠金の額を上回ることとなる商品先物契約に当たらない取引として、損失限定取引（ストップロス取引を併用したロスカット取引）以外にどのようなものがあるか。
A 1-1	政令指定されない商品取引契約については勧誘が可能です。損失限定取引以外に勧誘が可能な取引は、例えば、①丸代金を預託した先物の買い、倉荷証券を預託した先物の売り②損失がプレミアムに限定されるオプションの買いを内容とする商品取引契約について勧誘が可能と考えられます。
Q 1-2	これら以外の商品（取引）は勧誘できないのか。勧誘可能となるための手続きはどのようなものか。
A 1-2	取引所の制度を変更することなく「可能性がない」ことを実現できるのであれば勧誘は可能であると考えられます。ただし、主務省に確認を求めるなどの方法により法に抵触するか否かを精査していただければと思います。取引所の制度改正を伴うものについては、ご意見をいただければ主務省と調整したいと思います。

2. 通常取引への移行について

Q 2-1	損失限定取引を行っている委託者はいつ通常取引へ移行できるのか。
A 2-1	時間の経過によって移行できる、といったものではありません。通常取引を勧誘するには委託者からの招請が必要となります。

3. 損失限定取引の勧誘について

Q 3-1	限月移行によって値段の振れが大きくなり、取引所の定めた値段幅を超えることにならないか。また、流動性の低い商品も同じことにならないか。
A 3-1	あくまで過去の価格に基づいて算出した値段幅ですので、将来その値段幅を超えることはあり得ますが、その可能性は流動性の低い商品のほうが高くなり、また、限月の移行によってもその可能性は高まることが予想され、結果としてストップロス取引を実施する頻度も高くなります。 ついては、この取引の勧誘にあたっては、できるだけ流動性の高い商品の先限に限定し、例えば4番限に移行する前に手仕舞いを行うといった契約を各社ごとに締結していただきたいと思います。
Q 3-2	損失限定取引を説明するにあたり、通常取引の説明が不可欠であると考えられるが、通常取引の説明が勧誘であるとみなされることはないか。
A 3-2	「勧誘」とは、商品取引員が顧客に対して、商品先物取引の委託契約締結又は契約締結後の個々の取引の委託の意思形成に影響を与える程度に商品先物取引を勧める行為をいいます。したがって、損失限定取引を説明するにあたり、顧客に「通常取引を始めませんか。」などと勧める場合も含まれます。また、このように直接取引を勧める場合のほか、客観的にみて顧客の取引の委託の意思決定に影響を与える程度に商品先物取引のメリットを強調する場合も「勧誘」に含まれます。一方、客観的な事実の確認のみを行うなど、委託の意志決定を全面的に顧客に委ねていると考えられる場合は、「勧誘」には該当しませんので、十分に留意してください。

4. 損失限定取引の要件について

Q 4-1	市場価格をリアルタイムに監視する際、監視する市場価格のデータは、BD 70 か、BD 2 か。
A 4-1	市場価格は BD 70 を使用することになります。なお、BD 70 には SC0 の振替値段が含まれているため、この値段は除いて監視をおこなう必要があります。
Q 4-2	夜間取引中市場価格がロスカット水準値段に達した場合もロスカット注文を発注しなければいけないのか。
A 4-2	リアルタイムにロスカットを行うため、取引所の取引時間中市場価格がロスカット水準値段に達した場合もロスカット注文を発注する必要があります。
Q 4-3	ロスカット注文の「値段」は損失の上限でなければいけないのか。
A 4-3	ロスカット注文が市場で成立する可能性は、（買建玉の場合は）ロスカット注文の値段が低ければ低いほど（逆に売建玉の場合は高ければ高いほど）高くなることから、成立する可能性が最も高く、証拠金を超えることのない値として「損失の上限」を指定する必要があります。なお、「損失の上限」の値段がサーキットブレーカー幅を超える場合は、サーキットブレーカー幅の上限若しくは下限の値段と読み替えて発注することができます。この場合、各委託者一律に扱ってください。
Q 4-4	ロスカット注文を発注する指値注文は「F a K」でなければいけないのか。
A 4-4	F a S にした場合、契約に基づいてストップロス取引を行う時刻が（事後的にしか）特定できないと考えられること、また、ストップロス取引の手続きを開始した後の二重約定を防止するため注文取り消しをおこなう必要があることから、F a K に限定させていただきたいと思います。
Q 4-5	複数枚数や複数商品を同時に行うことは可能か。
A 4-5	この制度は一商品一枚ごとに証拠金の範囲内で管理する方法です。同一商品の複数枚数や、異なる商品を同時に取引することは可能ですが、これらの損益と証拠金の残を完全にリアルタイムで管理することは事実上不可能です。したがって、このような取引を受託する場合においても証拠金やロスカットは一枚ごとに管理をする必要があります。
Q 4-6	複数の約定値段で成立した場合には、それぞれの注文に対応するロスカット限度水準値段ごとにロスカット注文を発注

	注する必要があるのか。平均値段でロスカット注文を発注してはいけないのか。
A 4-6	この制度は一商品一枚ごとに証拠金の範囲内で管理する方法です。平均値段でロスカット注文を発注するということは事実上証拠金をプールで管理することになり、例えば2枚の建玉のうち一枚を損切り・利食いした場合に、いくらの証拠金を返還できるのかが複雑になります（例えば半額を返還した場合には残りの建玉のロスカット注文の値段を変更する必要があるが生じます。逆にこれを回避するためにはロスカット注文の値段から逆算して証拠金を返還する必要があります。）。したがって、このような取引を受託する場合においても証拠金やロスカットは一枚ごとに管理をする必要があります。
Q 4-7	複数の約定値段で成立した場合には、それぞれの注文に対応するロスカット限度水準値段ごとにロスカット注文を発注する必要があるのか。どちらかの値段に統一して発注してはいけないのか。
A 4-7	この制度は一商品一枚ごとに証拠金の範囲内で管理する方法です。取引所の定める価格変動率は証拠金の額に反映されるのと同時にロスカットを確実に成立させるためのロスカット注文の発注条件に反映されます。例えば、約定値段が3,000円と2,900円で価格変動率が10%の商品を買い建てた場合、それぞれロスカット注文を設定する最低ラインは2,700円、2,610円、最低証拠金は30万円、29万円となります。このとき、2,610円に統一すると3,000円の建玉が証拠金30万円を超過することになります。他方、2,700円に統一した場合は2つの建玉とも証拠金を超過することはありませんが、2,900円側のロスカットは200円幅しかないことになり、「過去の変動率に対応する証拠金を受け、かつ、その幅内で確実にロスカットを行う」という制度の後段の趣旨が満たされないこととなります。したがって、このような取引を受託する場合においても証拠金やロスカットは一枚ごとに管理をする必要があります。
Q 4-8	約定値段（建値）によって必要証拠金が変わるということは証拠金は約定後に差し入れを受けるということでしょうか。
A 4-8	法の趣旨に照らせば、事前に証拠金の差し入れを受ける必要があります。
Q 4-9	事前に差し入れを受けるべき証拠金の最低額の計算方法を例示してほしい。
A 4-9	指値注文による発注の場合の最低証拠金の計算方法は次のとおりです。「前提」価格変動率・・・10%、委託者の投資許容幅・・・5%、指値注文（3,000円）

	① 買建て $(3,000 - (3,000 \times 0.95 \times 0.9)) \times 1,000 \text{倍} = 435,000 \text{円}$ (ロスカット水準値段 = 実際の約定値段 $\times 0.95$、指値の値段 (ロスカット限度水準値段) = ロスカット水準値段 $\times 0.9$) ② 売建て $((3,000 \times 1.05 \times 1.1) - 3,000 \text{円}) \times 1,000 \text{倍} = 465,000 \text{円}$ (ロスカット水準値段 = 実際の約定値段 $\times 1.05$、指値の値段 (ロスカット限度水準値段) = ロスカット水準値段 $\times 1.1$)
Q 4-10	成行注文の場合の事前に差し入れを受けるべき証拠金の最低額の計算方法を例示してほしい。
A 4-10	成行注文による発注の場合は、発注と同時に大幅な価格変動が起こることを想定しておく必要があります。最低証拠金の計算方法は次のとおりです。「前提」価格変動率・・・10%、委託者の投資許容幅・・・5%、成行注文、前日の帳入値段（新市限月にあっては隣接限月の前日の帳入値段）・・・2,999円 ① 買建て $(2,999 \times 1.1 - (2,999 \times 1.1 \times 0.95 \times 0.9)) \times 1,000 \text{倍} = 479,000 \text{円}$ (ロスカット水準値段 = 実際の約定値段 $\times 0.95$、指値の値段 (ロスカット限度水準値段) = ロスカット水準値段 $\times 0.9$) ② 売建て $((2,999 \times 1.1 \times 1.05 \times 1.1) - 2,999 \text{円} \times 1.1) \times 1,000 \text{倍} = 510,000 \text{円}$ (ロスカット水準値段 = 実際の約定値段 $\times 1.05$、指値の値段 (ロスカット限度水準値段) = ロスカット水準値段 $\times 1.1$)
Q 4-11	証拠金の追加を求めることによってロスカットを回避することはできるか。
A 4-11	不招請勧誘の禁止の趣旨に鑑みれば、そのような「求め」はできません。
Q 4-12	委託者が自発的に証拠金を積みましてロスカットを回避することはできるか。
A 4-12	初期投資額以上の損失の可能性がない取引として商品取引契約を締結している以上、当該取引において取引証拠金の積み増しはできません。後のトラブルに発展する可能性があるため、各社ごとに委託者と締結する契約に「この取引では証拠金の積み増しはできない」旨を明記するなどの対応が望ましいと考えられます。
Q 4-13	損失には手数料は含むのか。
A 4-13	初期の投資額に手数料が含まれていないことを契約に記載し、顧客に理解させることが重要と考えます。
Q 4-14	取次商品取引員はどのように対応すればよいか。
A 4-14	取次商品取引員と取次委託者との関係は商品取引員と委託者との関係と同様です。ストップロス取引のオペレーショ

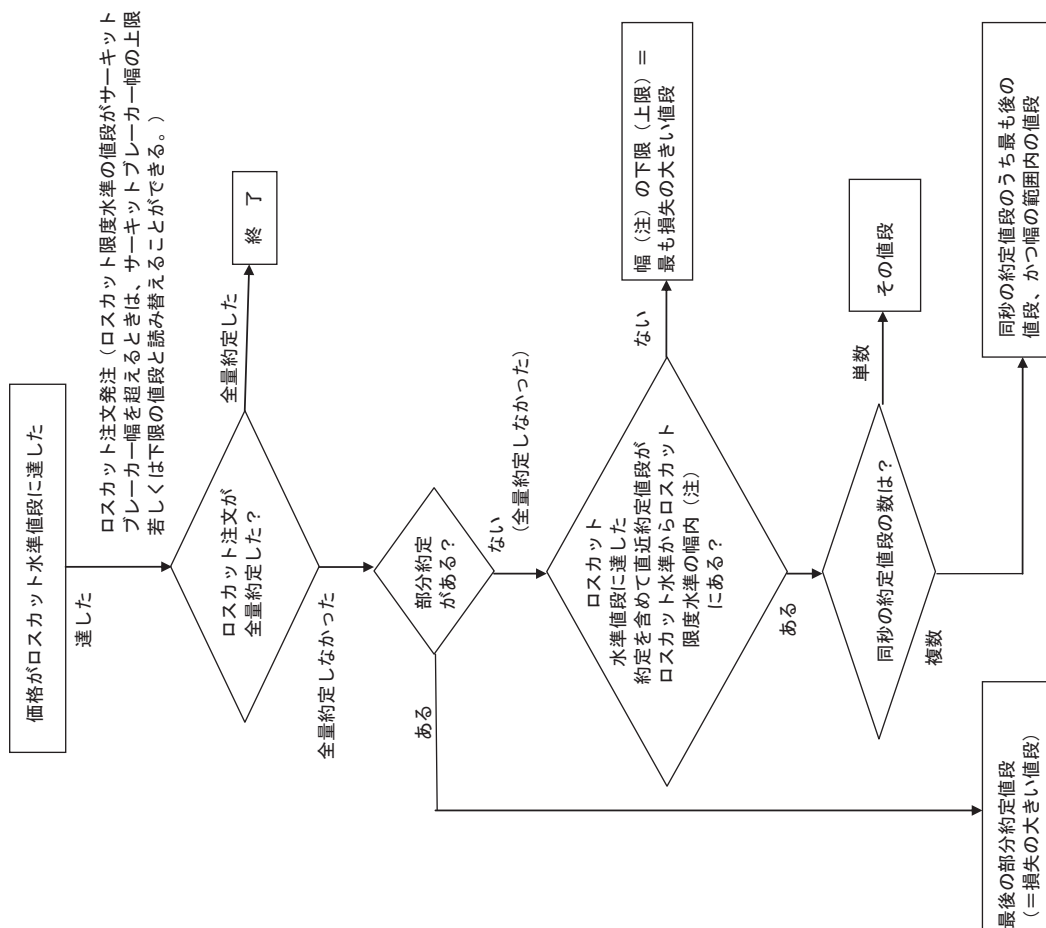
	ンは次のとおりです。①取次委託者の手仕舞いに取次商品取引員の手仕舞いを対当させる場合取次商品取引員は受託商品取引員に申し出ます。(受託商品取引員及び取引所から見ると、「委託どうし」がセットで落ちることになります。) ②取次委託者の手仕舞いに取次商品取引員の新規を対当させる場合取次商品取引員は受託商品取引員に申し出ます。
--	--

5. ストップロス取引について

Q 5-1	ストップロス取引はどの値段で行うのか。
A 5-1	原則として市場価格がロスカット水準値段に達した後発注したロスカット注文がキャンセルされた時点の直前約定値段で行うことになります。また、そのことを各社ごとに契約で定めておく必要があります。 ※ロスカット注文がキャンセルされた時点でストップロス取引を行うこと及びストップロス取引に用いる値段が確定します。再度ロスカット取引を行うこと（市場内でリトライすること）はできません。 (参考) ロスカット注文の約定及びキャンセル並びにキャンセルされた時のストップロス取引を行う値段 ① 1枚の場合・・・対当する（条件に合致する）注文がある場合には、単一の値段で約定し、対当する（条件に合致する）注文がない場合にはキャンセルされます。 ② 複数の場合・・・対当する（条件に合致する）注文がある場合には、単一の値段又は複数の値段で対当する枚数分約定し、残りはキャンセルされます（対当する（条件に合致する）注文が全くない場合には全てキャンセルされます。）。 ・ロスカット注文が複数枚で、部分約定して部分キャンセルされた場合・・・最後の部分約定値段（＝損失の大きい値段） ③ ①及び②でロスカット注文が直ちにキャンセルされた場合 ・ロスカット水準値段に達した約定を含め直近約定値段がロスカット水準からロスカット限度水準（注）幅内（以下「幅内」という。）にある場合・・・直近約定値段

	・ロスカット水準値段に達した約定を含め直近約定値段が幅内にない場合・・・幅の下限（上限）値段（＝損失の大きい値段） （注）ロスカット限度水準の値段がサーキットブレーカー幅を超える場合は③の「ロスカット限度水準」を「サーキットブレーカーの上限若しくは下限」と読み替えます。
Q 5-2	ロスカット注文がキャンセルされた時点の直前約定値段は特定できるのか。
A 5-2	原則、配信されるティックデータ（BD70）とキャンセル通知（BO5）の時系列で特定できます。ただし、次のようなケースは特定できない場合があるため、例えば次のような方法で各社ごとに契約を締結していただきたいと思います。 同秒に複数の約定値段がある場合・・・キャンセルされた同秒に他の約定値段が複数ある場合、どの約定の後にキャンセルされたかを特定することはできません。したがって、このようなケースでは、同秒の約定のうち、最も直近（最終）、かつ、幅内の値段でストップロス取引を実施します。
Q 5-3	ストップロス取引の手続はロスカット注文のキャンセル後直ちに行う必要があるのか。そのためだけに要員を夜間に常駐させる必要があるのか。
A 5-3	夜間取引の場合のストップロス取引の手続は、直後の日中立会においてすみやかに行えば差し支えないものと考えます。なお、日中立会の場合のストップロス取引の手続は、遅くとも当該計算区域の建玉に反映できるよう行う必要があります。
Q 5-4	ストップロス取引の手続はどのように行うのか
A 5-4	取引所あてFAXで行う方法を検討しております。
Q 5-5	ストップロス取引を行った場合、法定帳簿に特別の記載は必要か。
A 5-5	仕切りの約定がストップロス取引によるものであることが判別できるよう何らかの表記をする必要があります。

ストップロス取引を実施する値段について



市場活性化に向けた論点（案）

日本商品先物振興協会
市場振興委員会

I. 取引の振興・活性化策

1. 限日取引の振興策

(1) 白金限日取引の上場

① 金限日取引と同様、F×投資家層への浸透が期待できるので、できる限り早期に上場することが必要ではないか。

② 金限日・白金限日のスプレッド取引を提供することで、投資家の新たな興味を喚起できないか。

同取引の証拠金が減額になれば、アピールポイントにもなるのではないか。

* 商品間の価格差の拡大が大きいほど投資妙味がある反面、価格の相関性が低くなるため「商品間スプレッド割引」の対象にならなくなる。特例的な適用ができないか。

(2) ロスカット制度の提供

希求する委託者については、限日取引において、F×取引と同様にロスカット制度(*)を提供してはどうか。F×投資家層の参入促進につながるのではないか。

*例えば、有効証拠金（受入証拠金の総額）が必要証拠金を下回った場合において、証拠金不足額の差入れを求めることなく、建玉を決済する等）

委託者からすれば、損失となっても資金が残るため、再投資の余力につながるのではないか。

その場合、

① 受託契約原則の改正が必要か。特約で対応可能か。

② 商先業者において、ロスカットを適用する委託者と適用しない委託者を併存させることは可能か。

③ 証拠金不足額が生じているかどうかをいつ測定するべきか。不判決定から商先業者による仕切注文発注まで時間が空かないようにするべきではないか。

(3) 限日取引の拡大

① 石油製品についても限日取引を導入してはどうか。個人投資家にとって身近な存在であるガソリンや、ETNやCFD取引で活況の原油に関心を持つ投資家層を呼び込めるのではないか。

* 季節変動要因を反映した価格形成が可能か。

② 限日取引が人気化したのは、取引サイズが小さいからなのか、取引期限がないからなのか分析してはどうか。

2. 金オプジョン取引（9月20日取引開始）

(1) 一般投資家に対して何をアピールポイントにできるか。

* コールの買い・プットの買いは損失限定となること（不招請勧誘禁止の対象でないこと。）、少額の投資資金で取引ができること以外に、どのようなことがアピールポイントとなるか。

(2) 投資家の認知度・理解度向上を図るには、どのような取組が必要か。

① 東商取・先物協会で金オプジョン取引のパンプレットを制作する場合には、営業で使える内容とすることが必要と考えられるが、どのようなことに留意すべきか。

② 一般投資家にとっては、オプジョン取引のどのような点がわかりづらい、理解しづらいと思われるか。

③ オプジョンの買いのみを検討している顧客に、複雑な説明が必要か。顧客が指向する取引内容に応じたパンプレットの作成が必要ではないか。

④ 上記①から③を踏まえ、具体的な記載内容として、どのような事項が必要か。

(3) 流動性を確保するためには、どのような取組が必要か。

① 委託者が買注文ばかりの場合、それに対応するだけの十分な量の売注文が市場に提供されないと、原市場である金先物市場の価格と乖離が生じるおそれがある。

そのような事態を回避するためには、マーケット・メーカー制度の整備が必要ではないか。

② 取引参加者が少ない中、注文を一定の時間帯（寄付・引け板合わせ

等)に集中させることはできないか。

(4) その他

取引参加者が円滑な準備対応を進められるよう、以下についても早い段階で整理しておくことが必要ではないか。

- ① 契約締結前交付書面、約諾書等契約書面、事前に説明すべき事項等
- ② 法定帳簿の様式、記載事項等
- ③ 純資産額規制比率におけるオプションに関する市場リスク相当額(マーケットメーカー及び自己取引)の計算方法

Ⅱ. 投資家の裾野拡大

1. 証券・金融分野との連携

例えば、原油E T Fと原油先物、F Xと限日取引等をテーマにして、東京証券取引所や東京金融取引所と東商取とでセミナーを共同開催することはできないか。金融商品投資家層の商品市場への呼び込みが期待できるのではないか。

*証券・金融サイドにとってのメリットを提供できるか。

2. TOCOMスクエアを活用した投資家向けセミナーの開催

平日開催ならば開催時刻を遅くする、あるいは土日開催するなど開催時刻に配慮した投資家向けセミナーをTOCOMスクエアで開催し、内容を金融と商品の双方にまたがったものにするなど吟味して一般投資家の出席をうながすよう工夫してC Xの裾野拡大をはかれないか。

(1)「金融と商品のクロスオーバー」以外にどのような内容・仕掛けにすれば投資家の参加意欲を刺激できるか。

(2)地方在住者等のより多くの投資家に目にしてもらう仕組みはないか。

*TOCOM・先物協会・会員各社のサイトにバナーを掲載し、動画コンテンツを配信してはどうか。

3. 先物協会メルマガの内容の充実

現在、月1回のペースで会員が実施するセミナーの情報を配信している先物協会のメルマガジン(購読者600名)について、その内容を充実させることでC X市場への興味・関心を継続的に刺激できないか。

*現在配信しているものとは別に週1回程度で専門家による市況の見通しを掲載した短いメールマガジンを配信できないか。

Ⅲ. その他の論点

1. 外務員のスキル向上

投資家にC Xを普及するチャネルの一つである登録外務員の金融全般に係る知識を向上させるための研修会を実施してはどうか。

*上場商品の市況解説以外に、C X以外の金融商品各種の特徴、相続や贈与に係る税制のポイント、訪問販売法・特定商取引法等の改正に関する動向等顧客資産の管理・運用に広く対応できる基礎力向上につながるものを提供できないか。

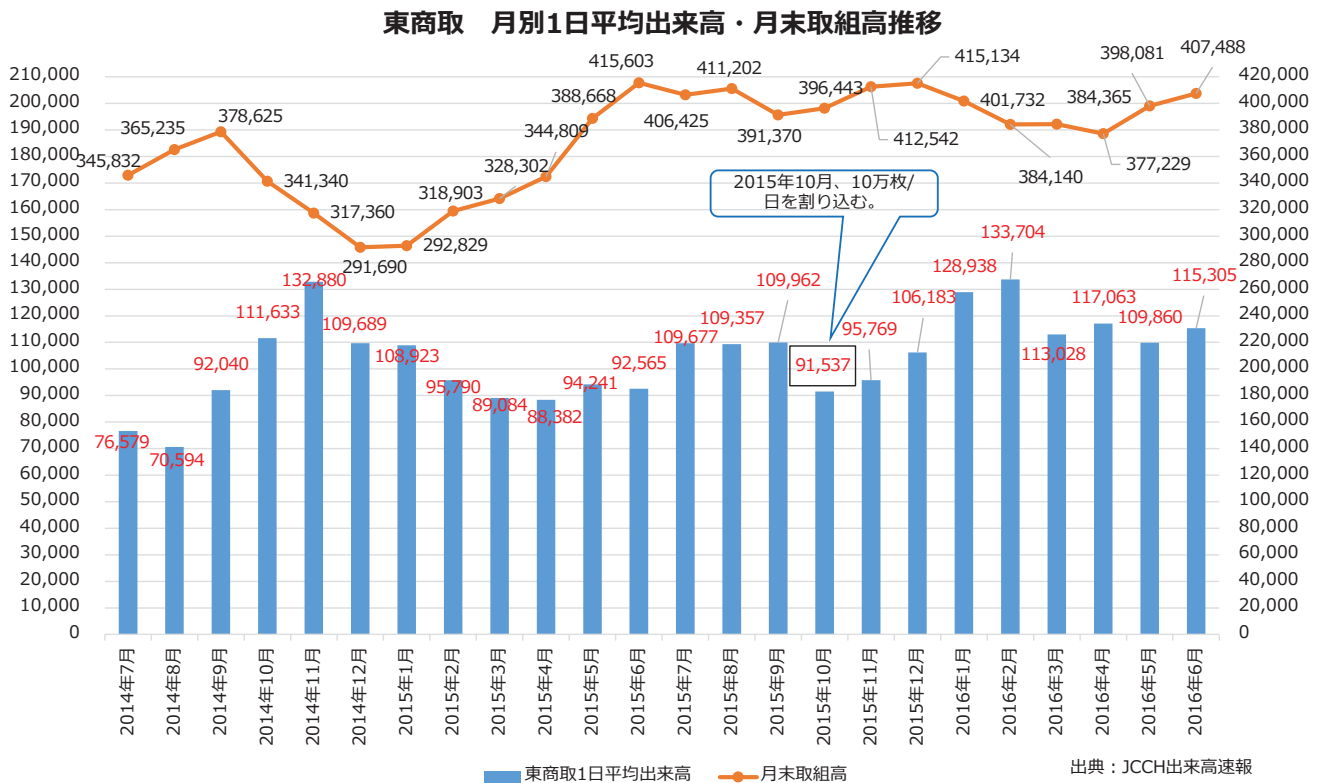
2. 情報発信力の強化

投資家プロガーによる取引体験談をみんなの先物協会サイトに掲載し、C X取引の楽しさをネット層に拡散できないか。

以上

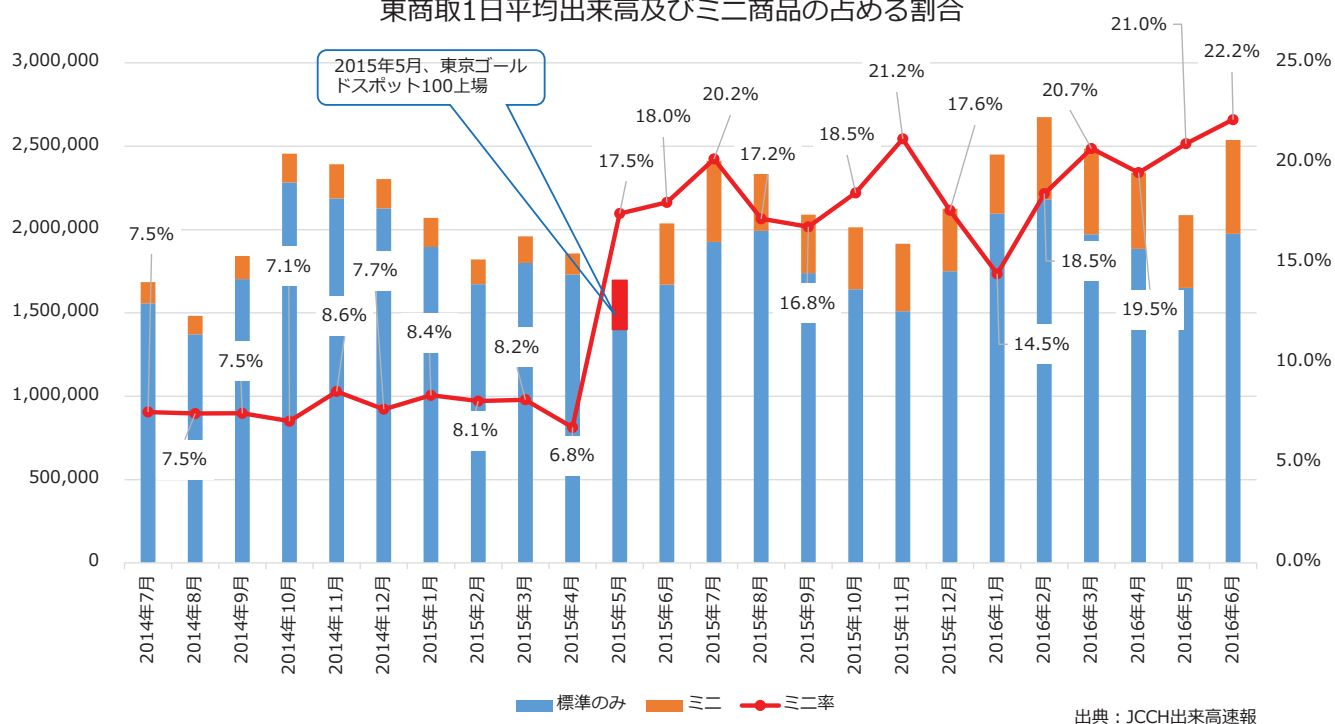
国内商品市場の現況

日本商品先物振興協会



出来高は、2015年10月に10万枚を割り込んだものの、同年12月には10万枚超まで回復し、その後13万枚まで伸びたが、直近4カ月は11万枚前後で推移している。

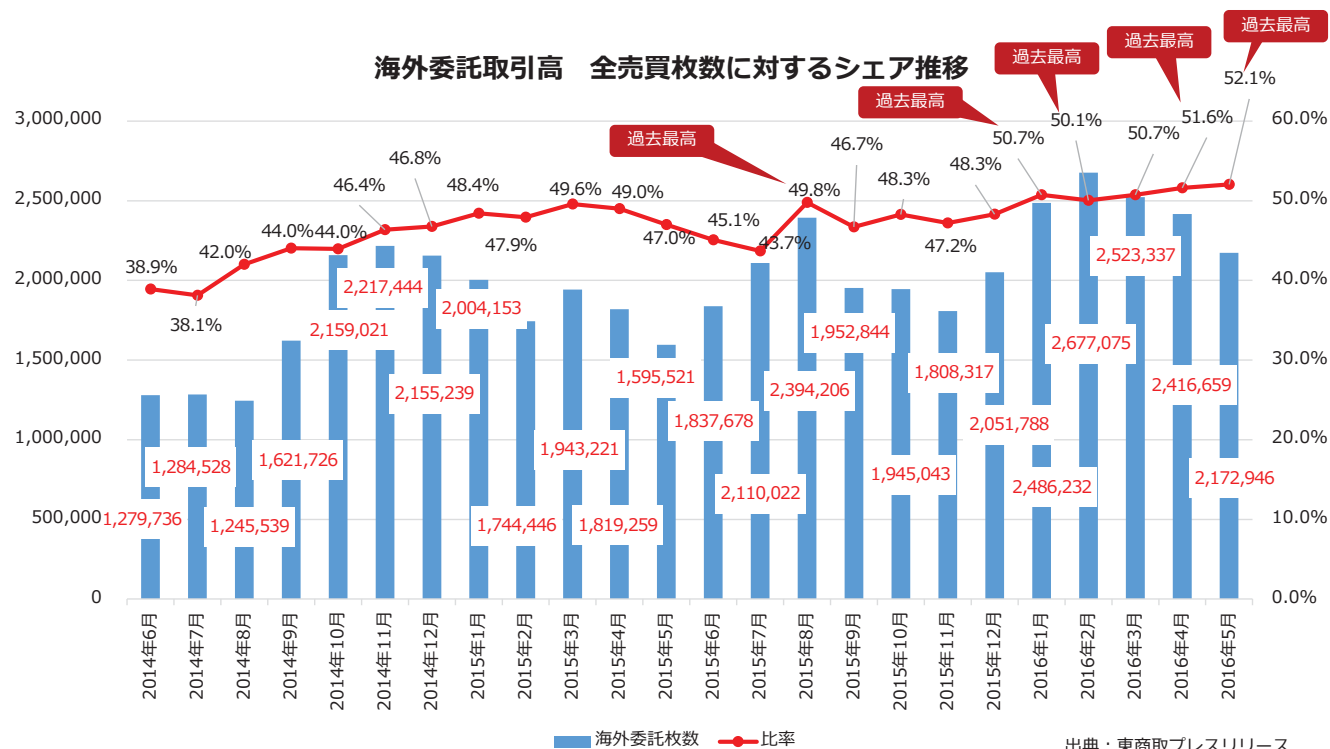
東商取1日平均出来高及びミニ商品の占める割合



東京ゴールドスポット100が上場された2015年5月以降、全出来高に占めるミニ商品の出来高の割合が上昇し、本年6月には22.2%に達した。

- 2 -

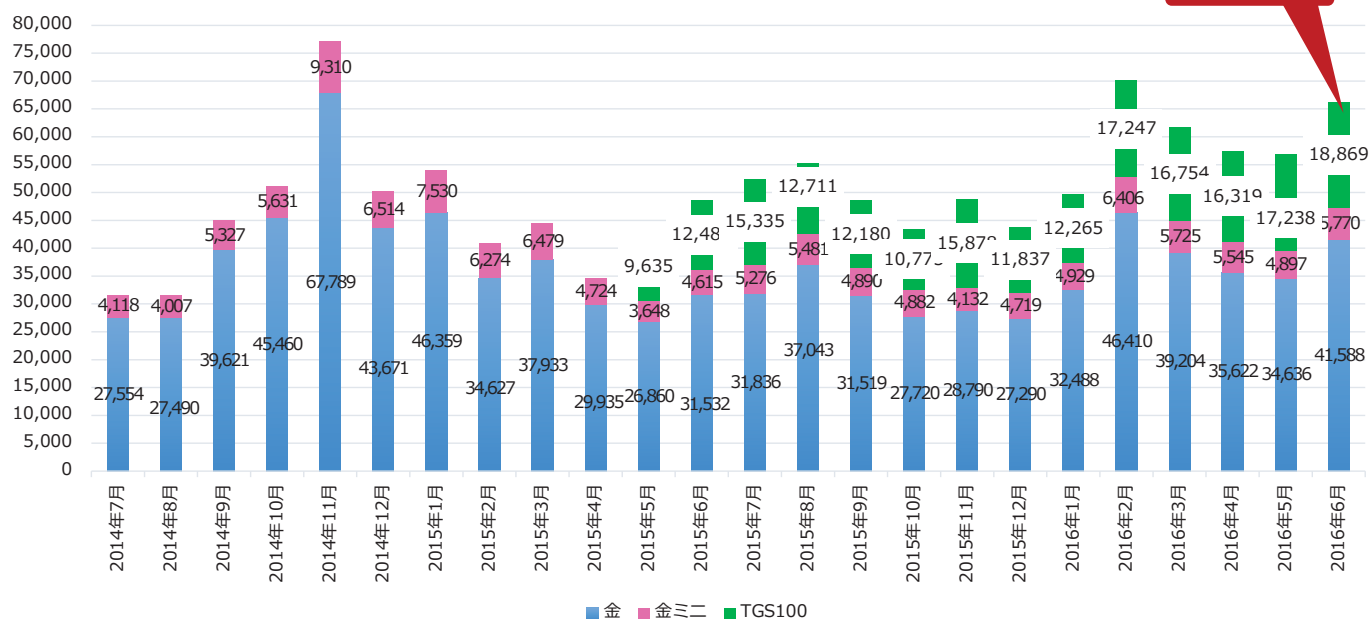
海外委託取引高 全売買枚数に対するシェア推移



- 2014年6月には38.9%だった海外からの委託枚数は本年6月には52.1%にまで上昇し、1月以来4回目の過去最高記録の更新となった。
- 2015年の8月には売買枚数シェアが49.8%とそれまでの最高シェアとなったときがあった。この時は売買枚数自体も4ヶ月連続して伸びていたが、2016年4月と5月は売買枚数が減少する中でのシェア増加であり、海外以外の売買枚数が落ち込んでいることが想像できる結果となっている。

- 3 -

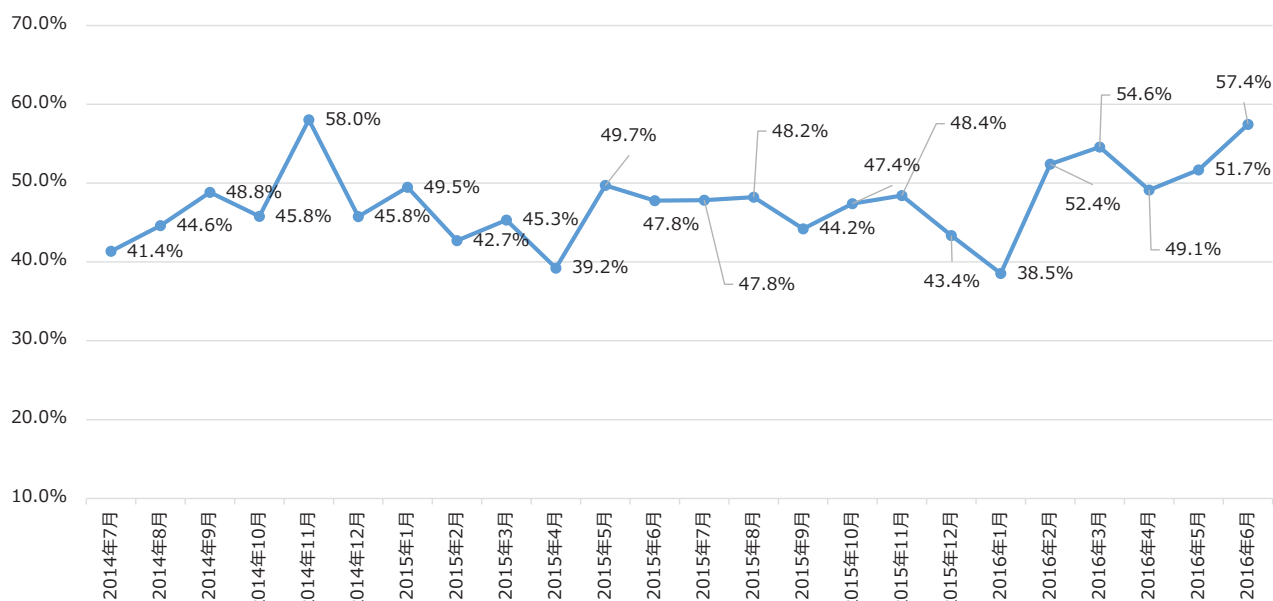
金3銘柄 1日平均出来高推移



- ◆ 2015年5月に上場された東京ゴールドスポット100は人気化し、2016年6月には1日平均出来高約1万9千枚を記録した。

- 4 -

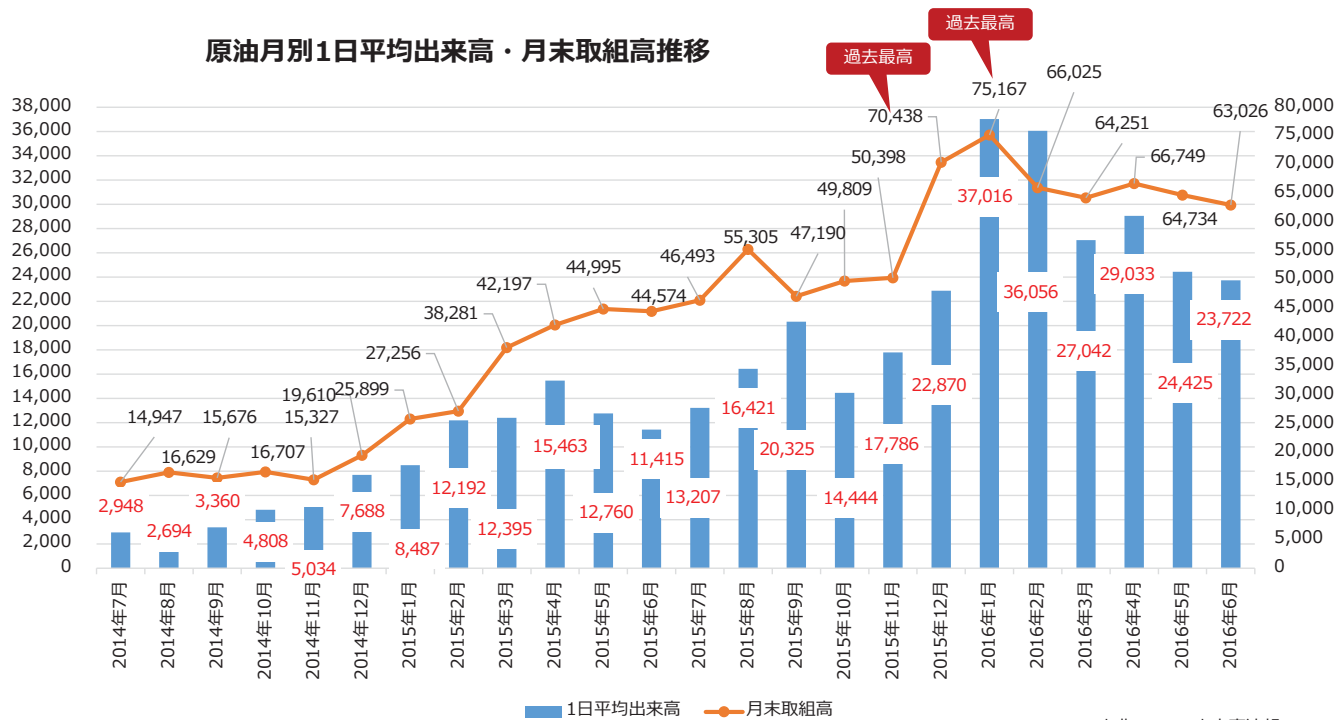
金（標準+ミニ+限日）の出来高が全出来高に占める割合



出典：JCCH出来高速報

- 2015年5月のシェアが前月より大幅に増加し、その後同年11月までは45～49%で推移した後、2016年1月には38.5%まで下落した。
- その後、再び上昇し、本年6月には57.4%にまで上昇していて、金取引の浮き沈みが市場全体に与えるインパクトは大きくなっている。

原油月別1日平均出来高・月末取組高推移

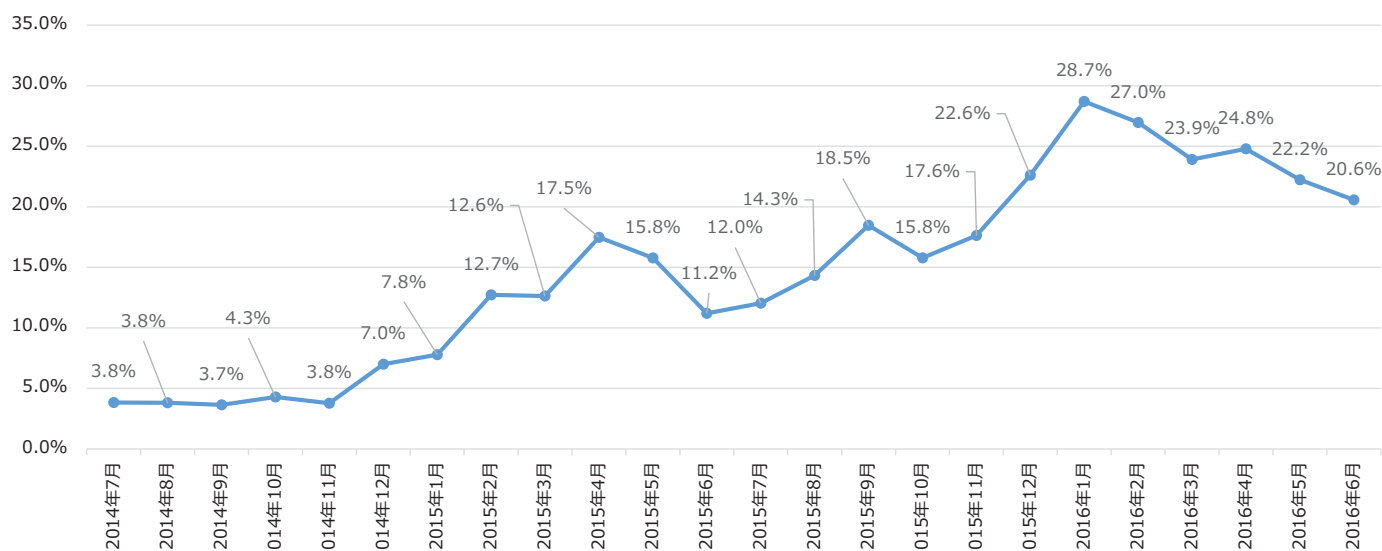


出典：JCCH出来高速報

- 2015年12月及び2016年1月と2カ月連続で過去最高出来高枚数を記録した。
- 2016年1月には金の出来高枚数を超過した。

- 6 -

原油の出来高が全出来高に占める割合の推移



- 2015年から水準を切り上げ、2016年1月には28.7%と金を上回るシェアを占めるに至った。

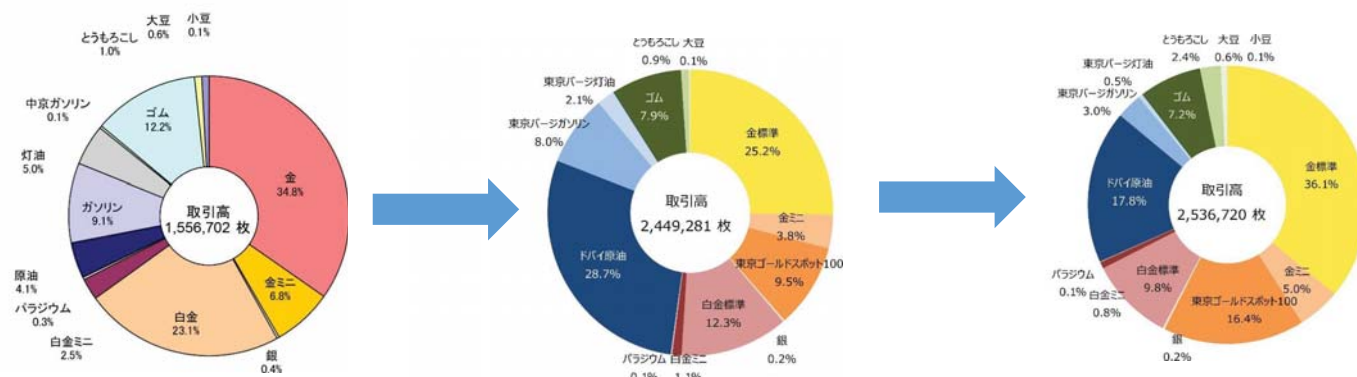
出典：JCCH出来高速報

東商取上場商品別売買高シェアの変化

2014年1月

2016年1月

2016年6月

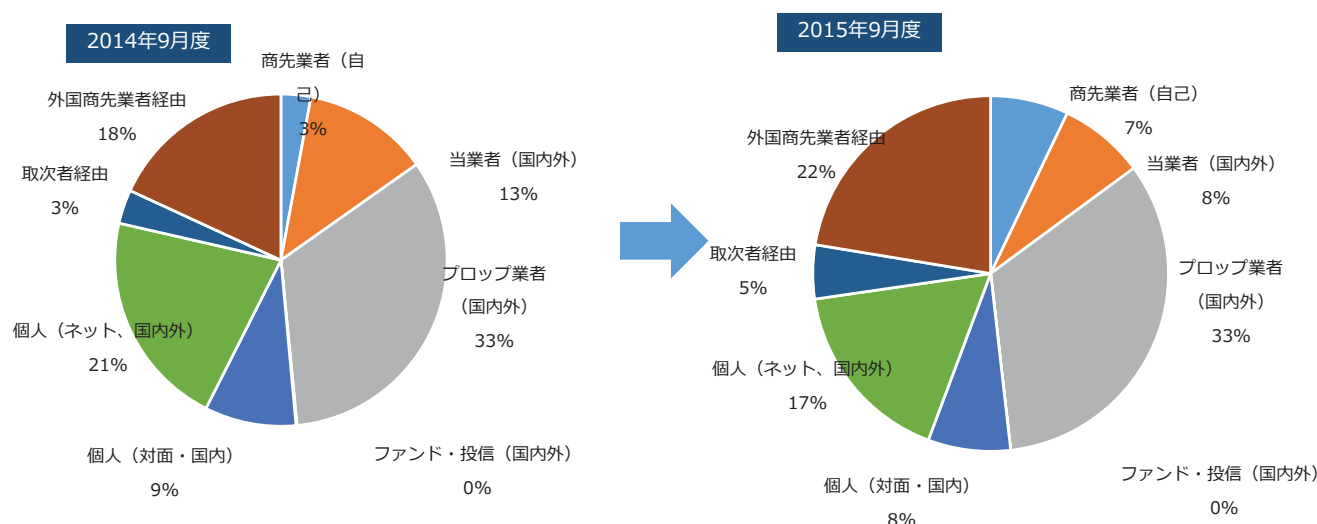


出典：東商取プレスリリース

- ◆ 2014年1月には4.1%だった原油のシェアが2016年1月には28.7%と金標準取引を上回るシェアに至っている。ちなみに同月の金3種（＝標準、ミニ、限日）のシェアは38.5%。
- ◆ 2016年6月には金3種が再び占有率を高め、57.5%を占めるに至っている。

- 8 -

東商取 市場参加者構成の変化



出典：TOCOM「取引実態調査」

- 対面とネットを合計した個人委託者の比率が30%から25%に低下している。
- 商先業者の自己取引の比率が3%から7%に増加している。
- 外国商先業者経由、取次者経由の取引が共に増加している。

出典：東商取発表データ

- 9 -

めちゃくちゃ売れてる
マネー誌 ダイヤモンド・サイ ZAi が作った

商品先物取引 入門

ダイヤモンド・サイ編集部×
日本商品先物振興協会 編



新版!



株・FX・投資のプロだからこそ言える!

株やFXをやるなら
商品の動向も
見なくちゃ!

- 78 -

商品先物取引でトレードの体幹を鍛える!

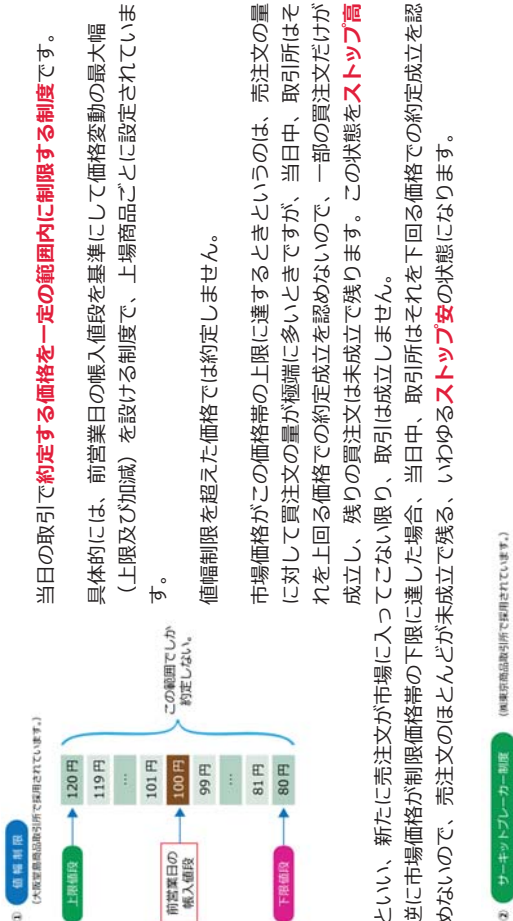


ダイヤモンド社

■ 急激な価格変動を抑制するための制度

市場では時として何らかの要因で取引が過熱して、価格が短期的に実需からかけ離れた水準にまで到達してしまうことがあります。こうした価格の行き過ぎを防止・抑制し、取引所取引における透明かつ・公正な価格形成を保持する制度が**値幅制限**と**サーキットブレーカー**です。

いずれの制度も急激な価格変動を抑制する機能が、ほとんどの取引所でいづれかの制度が導入されています。



あらかじめ定めた値幅以上に価格が急激に変動しようとする場合に取引をいったん中断して一定時間経過後に取引を再開することで急激な価格変動を抑止しようとする制度です。英語表記である“Circuit Breaker”から単に「CB」と呼ぶこともあります。

東京商品取引所が採用しているCB制度は以下の2つに分類できます。

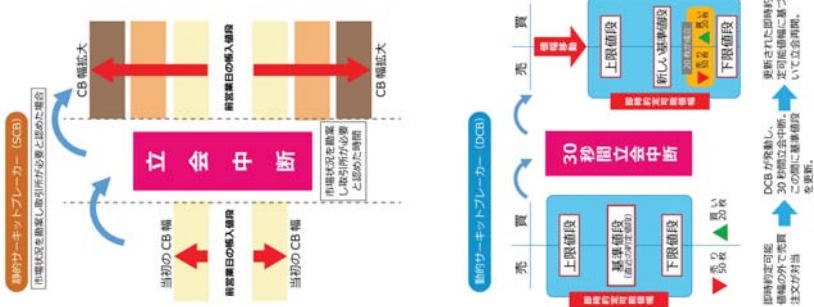
- ① 静的サーキットブレーカー（SCB）
- ② 動的サーキットブレーカー（DCB）

■ 静的サーキットブレーカー（SCB）

市場の状況を勘案して取引所が必要であると認める場合には、立会を一時中断し、上場商品ごとに予め定めておいた値幅（サーキットブレーカー幅）を拡大できる制度です。一営業日中に約定する価格を一定の範囲内に制限する側面があり、前述の値幅制限に近い制度と言えます。

この値幅は前営業日の帳入値段を起点にして、上限値段と下限値段を決定します。拡大後の値幅の上限値段と下限値段の起点となるのも前営業日の帳入値段です。

値幅を設定するための起点となる価格は一貫して前日の帳入値段であり、同一営業日内では変化しないため、「静的サーキットブレーカー」と呼ばれます。単にサーキットブレーカーと呼ばれる場合や、英語義表記であるStatic Circuit Breakerの頭文字をとって「SCB」と呼ばれる場合もあります。



■ 銘柄ごとのサーキットブレーカー

SCB、DCBともに銘柄ごとに取り引所が定めています。
銘柄ごとのSCB、DCBの値幅は(株)東京商品取引所のサイトで確認できます。

(株)東京商品取引所「[サーキットブレーカー幅等について](#)」

「農産物アナリストの会」所属各社事前予想

本予想は、「農産物アナリストの会」所属各社が、米国農務省（USDA）が公表する米国産とうもろこしの需給予想値について事前予想をしたものを、日本商品先物振興協会を通じて配信するものです。

＊「農産物アナリスト」とは、(株)東京商品取引所において開催された「農産物アナリスト育成セミナー」を修了した農産物先物取引の専門家のことです。

1. 予想項目
- U. S. コーンWASDE期末在庫 (2016/17)

2. 発表日等

米国農務省発表日 2017/3/9 12：00（米国東部時間）
単位 百万ブッシェル

予想平均値	2,313
予想最高値	2,384
予想最低値	2,270
予想数	8
USDA 2月発表値	2,320

4. 予想値詳細

アナリスト名	企業名	予想	日付
工藤 啓久	株式会社コムデックス	2,384	27-Feb-17
神 知憲	日本フイナルティエーグ株式会社	2,320	2-Mar-17
林 悟史	岡安商事株式会社	2,320	2-Mar-17
大湖 一樹	EVOLUTION JAPAN株式会社	2,315	2-Mar-17
植村 和久	サンロード貿易株式会社	2,305	1-Mar-17
藤井 浩佳	株式会社アルフィックス	2,295	1-Mar-17
野川 佐知	プレミア証券株式会社	2,295	28-Feb-17
長田 泰	第一商品株式会社	2,270	2-Mar-17

- ＊ 予想値に関するお問合せは、上記各社にご連絡下さい。
- ＊ 本予想は、商品先物取引の参考となる情報提供を目的としています。投資に当たっての意思決定、売り買いの判断は投資家ご自身の責任において行って下さい。
- ＊ 「農産物アナリストの会」所属会社、同アナリスト及び発信者は、本予想の利用者が行った投資の結果生じた損益に関して、一切の責任は負いません。

〔発信：日本商品先物振興協会〕

「農産物アナリストの会」所属各社事前予想

本予想は、「農産物アナリストの会」所属各社が、米国農務省（USDA）が公表する米国産大豆の需給予想値について事前予想をしたものを、日本商品先物振興協会を通じて配信するものです。

＊「農産物アナリスト」とは、(株)東京商品取引所において開催された「農産物アナリスト育成セミナー」を修了した農産物先物取引の専門家のことです。

1. 予想項目
- U. S. 大豆WASDE期末在庫 (2016/17 新穀)

2. 発表日等

米国農務省発表日 2017/3/9 12：00（米国東部時間）
単位 百万ブッシェル

予想平均値	420
予想最高値	445
予想最低値	410
予想数	4
USDA 2月発表値	420

4. 予想値詳細

アナリスト名	企業名	予想	日付
山月 奈央	岡安商事株式会社	445	2-Mar-17
吉田 哲	楽天証券株式会社	414	1-Mar-17
藤井 浩佳	株式会社アルフィックス	410	1-Mar-17
野川 佐知	プレミア証券株式会社	410	28-Feb-17

- ＊ 予想値に関するお問合せは、上記各社にご連絡下さい。
- ＊ 本予想は、商品先物取引の参考となる情報提供を目的としています。投資に当たっての意思決定、売り買いの判断は投資家ご自身の責任において行って下さい。
- ＊ 「農産物アナリストの会」所属会社、同アナリスト及び発信者は、本予想の利用者が行った投資の結果生じた損益に関して、一切の責任は負いません。

〔発信：日本商品先物振興協会〕

金オプシヨン取引

損失限定取引の魅力

オプシヨン取引にはコールの「買い」と「売り」、プットの「買い」と「売り」の4種類がありますが、本パンフレットではこのうち「買い」について説明いたします。

GOLD

金先物オプシヨン取引要項

取引の対象 (原商品は金先物取引(標準))	金先物コール・オプシヨン 金先物プット・オプシヨン
立会時間	【日中立会】午前8時45分～午後3時15分 【夜間立会】午後4時30分～翌日午前5時30分
取引単位	100グラム
呼値とその単位	1グラム当たり 1円刻み
限月	6限月制
権利行使価格の設定方法	原商品の帳入値段に最も近接する権利行使価格を中心に、連続して上下に各々 20本以上の権利行使価格を設定
権利行使価格の刻み	50円
帳入値段	日中立会の引板合わせによる約定値段 (上記がない場合、理論値(金利は「LIBOR」12か月物))
最終清算価格	原商品の当月限納会日の日中立会の始値
新甫発会日	原商品の新甫発会日の翌営業日(日中立会から)
取引最終日	原商品の当月限納会日の前営業日(日中立会まで)
権利行使日	原商品の当月限納会日
権利行使	権利行使日のみ(ヨーロッパタイプ) イン・ザ・マネーの場合：自動権利行使(ただし、権利放棄を認める。) アウト・オブ・ザ・マネー、アット・ザ・マネーの場合：権利消滅

オプシヨン取引に関するリスクについて

- 元本および利益が保証されていません。
オプシヨン取引のプレミアムは、原商品の変動等により変動します。元本や利益が保証された商品ではありません。
- プレミアム全額が損失になる可能性があります。
オプシヨン取引の買い手は、相場が予想に反して動いた場合、支払ったプレミアム全額が損失になる可能性があります。
- 意図した値段で取引できない、もしくは取引が成立しない場合があります。
市場の状況により、取引相手となる注文が少ない場合、意図した値段で取引ができない可能性があります。
- システム障害により、情報の配信や取引が遅延・中断・停止する場合があります。
東京商品取引所や商品先物取引業者（商先業者）の取引システムに障害が発生した場合、または商先業者とお客様との間の通信回線に障害が発生した場合には注文発注や相場情報の配信に遅延等が生じる可能性があります。
- 商品の仕組みを理解し取引を行いましょう。
オプシヨン取引を始めるにあたっては商品の性質、取引の仕組み等基本的な事項を十分に理解した上で、ご自身の責任と判断で行ってください。
- クーリングオフはできません。

金オプション 損失限定取引のメリット

損失を限定しながら 利益を追求

オプションの買い手の最大損失額は
プレミアム（オプションの代金）だけに限定できる一方で、
限りなく利益を追求できるというメリットがあります。
（別途、取引手数料が必要です）

少額の資金で 取引可能

オプションの買い手は、
購入代金であるプレミアムだけで取引を行うことができ、
少額の資金で参加できます。

金オプション取引とは？

- 金オプション取引は、①対象商品（原商品）である金先物取引を、②ある特定の価格（権利行使価格）で、③将来の一定の日（権利行使日）に、④買うことができる、または売ることができる権利を売買するものです。
- 買うことができる権利を「コールオプション」、売ることができる権利を「プットオプション」といいます。
- 東京商品取引所の金オプション取引は、権利行使日に限り権利行使することができます。権利行使した場合、全て現金で清算されます（金先物取引のポジションには引き継がれません）。
- 金オプション取引では、金先物価格が権利行使価格を上回ると思えば「コールオプション」を「買い」、金先物価格が権利行使価格を下回ると思えば「プットオプション」を「買い」します。

つまり、オプション取引は

「値上がり見込み」「値下がり見込み」を

売買する取引といえます。



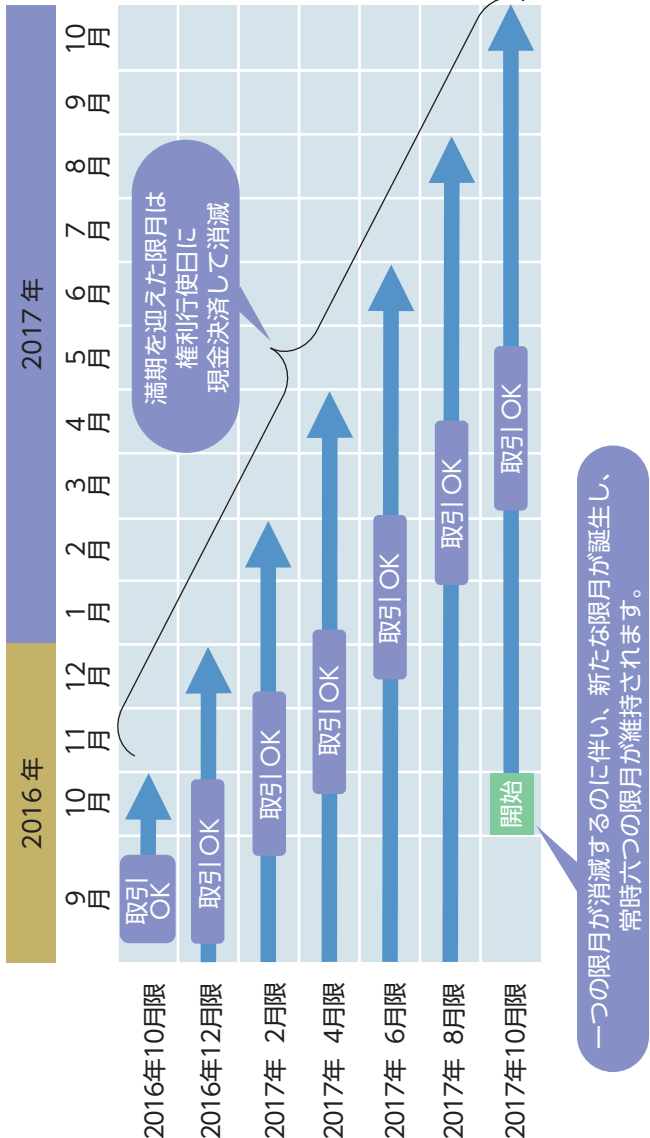
オプション取引は、『権利』なので必ず行使しなければならないということではなく、行使するか
どうかの選択権（＝オプション）は権利を有している人に委ねられています。

取引単位

100グラムです。
プレミアムは1グラム単位で表示されるので、仮にプレミアムが50円/グラムである場合、購入額は50×100で5,000円となります。

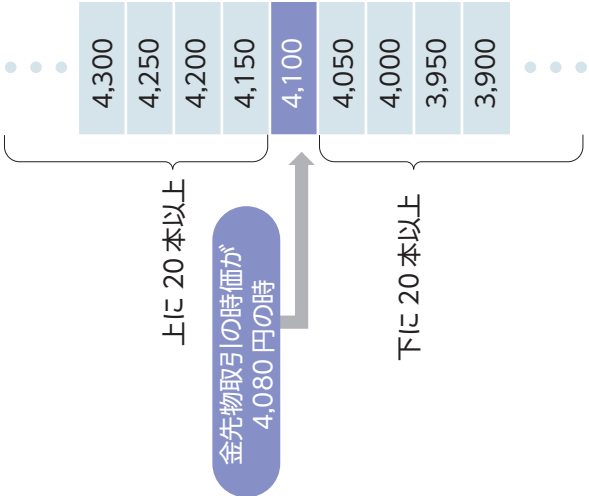
限月

直近の偶数月を対象にして六つの限月が設定されます（偶数限月制）。



権利行使価格の設定

権利行使価格は、コールとプットの別ごと、限月ごとに原商品である金先物価格に最も近い50円の倍数となる価格を中心に50円刻みで上下ともに20本以上になるように設定されます。この権利行使価格は、原商品である金先物価格の変動に応じて、増設されていきます。一度設定された権利行使価格は権利行使日まで消滅しません。

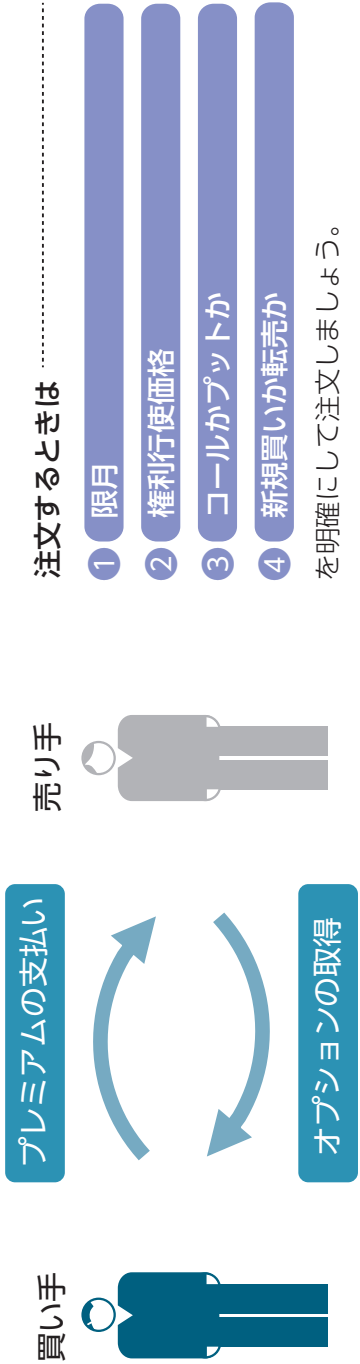


最終清算価格

取引最終日終了時点で未決済のまま残ったオプションを清算するときに適用する価格です。最終清算価格は、原商品である金先物取引の納会日（取引最終日の翌営業日）の日中立会の始値を用います。

オプションはプレミアムを支払って売り手から取得します。

- コールでもプットでも、オプションの「買い手」はプレミアムを「売り手」に支払ってオプションを取得します。
- オプションはプレミアムで売買でき、プレミアムは買い手と売り手の間の需給バランスや取引の対象となる金先物価格の変動などにより刻々と変動するため、価格動向を注視しましょう。



を明確にして注文しましょう。
特に①～③までの一つでも異なると全く別の銘柄になってしまうので注意が必要です。

取引を終えることを「決済する」といいます。オプションを買った人の決済方法は次の3通りです。

反対売買

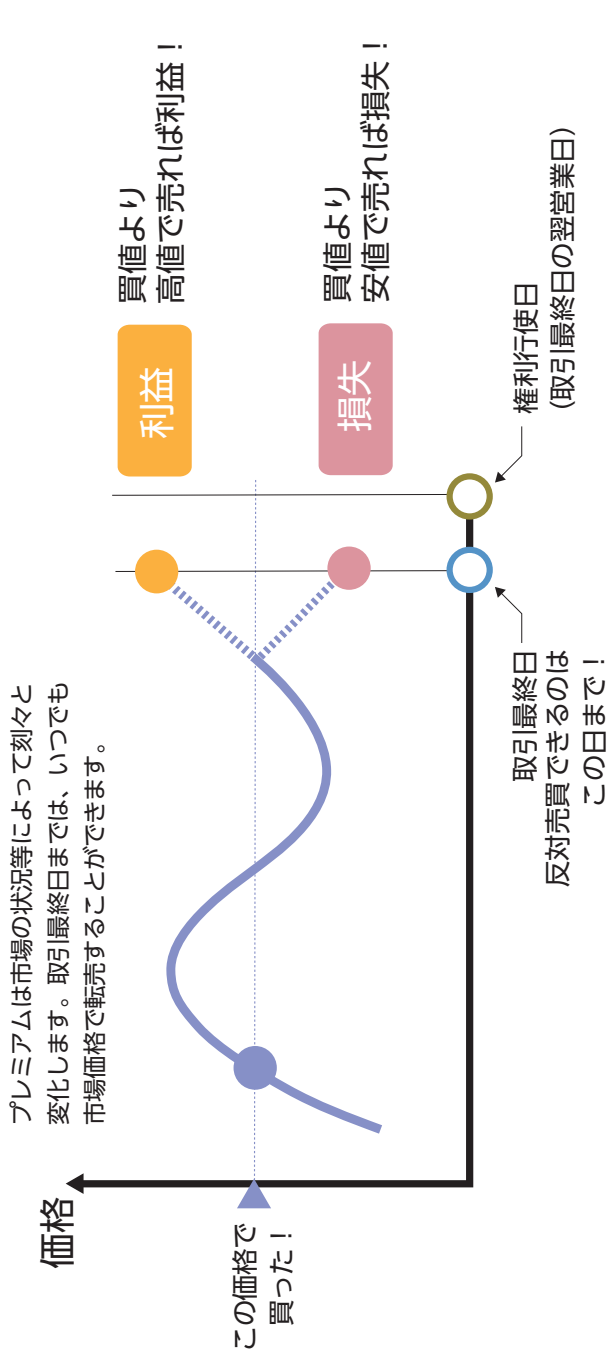
「売り注文（＝転売）」を出して決済する方法です。買い値より高く売れば利益、安く売れば損失が生じます。取引最終日まではいづれでも反対売買により決済できます。

権利行使

取引最終日までに反対売買をしなかった場合、「権利行使日」において、権利行使すると利益が生じる状態であれば自動権利行使されます。ただし、手数料等を考慮すると損計算になる等の場合、権利行使しない旨を申告できます。

権利消滅

取引最終日までに反対売買をしなかった場合、「権利行使日」において権利行使すると損失が生じる状態であれば、権利が消滅します。



プリアムの仕組み

$$\text{プレミアム} = \text{「本質的価値」} + \text{「時間的価値」}$$

プレミアムは刻々と変動しますが、決定した価格は①オプションの権利行使価格と金先物価格との関係、②取引最終日までの時間の長さという二つの要素に分解できます。

このことを以下の例に基づいてご説明します。

10月1日現在 金先物価格 4,000円/グラム			
	コールオプション	① プレミアム 50円 本質的価値：0円 時間的価値：50円	④ プレミアム 170円 本質的価値：100円 時間的価値：70円
	プットオプション	⑤ プレミアム 90円 本質的価値：0円 時間的価値：90円	⑥ プレミアム 50円 本質的価値：0円 時間的価値：50円
	取引最終日 10月31日	権利行使価格 4,100円	権利行使価格 4,000円
		権利行使価格 3,900円	

- 85 -

本質的価値

上記③は時価4,000円/グラムの金先物を3,900円/グラムで購入できるコールオプション、また上記④は時価4,000円/グラムの金先物を4,100円/グラムで売却できるプットオプションです。ここで、両者ともに少なくとも100円の価値を持っています。このようにオプションがその時点で実際に持っている価値を本質的価値といい、以下の計算式で算出できます。

本質的価値 = 金先物価格 - 権利行使価格 (コールオプションの場合)
= 権利行使価格 - 金先物価格 (プットオプションの場合)

オプションは本質的価値の有無によって以下の三つの状態に分類できます。

イン・ザ・マネー：本質的価値がある状態

アット・ザ・マネー：権利行使価格と金先物時価がほぼ同一（本質的価値がほぼゼロ）になっている状態

アウト・オブ・ザ・マネー：本質的価値がない(またはマイナスの)状態

時間的価値

プリアムは本質的価値がゼロであっても実際には値段が付きます。
この値段は、取引最終日までに本質的価値が増加するかもしれないという「期待」が反映された値段で「時間的価値」といい、以下の計算式で算出できます。

時間的価値 = プレミアム - 本質的価値

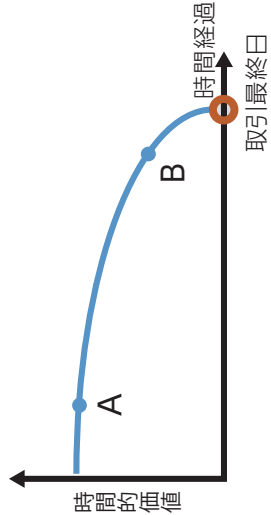
時間的価値は本質的価値の増加に対する「期待」ですので、主として①取引最終日までの期間（残存期間）と、②ボラティリティ（価格変動率）の二つの要因の影響を受けます。

特に、取引最終日に近づくに従って加速度的に減衰し、最終的にはゼロになるという特徴がありますので、オプションを買う場合にはこの点に十分注意しましょう。

残存期間

短くなるにつれ時間的価値は減少。

取引最終日に近づくとも加速度的に減衰。

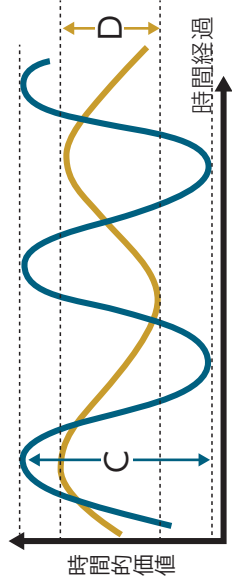


A: 残存期間が長い

金先物価格が大きく変動する可能性がある。
⇒本質的価値が増加するかもしれないという期待が大きい。

C: 価格変動率が大きい

- ⇒金先物価格が大きく変動する可能性がある。
- ⇒本質的価値が増加するかもしれないという期待が大きい。
- ⇒**時間の価値が増加。**



B: 残存期間が短い

金先物価格が変動する可能性は限定的。
⇒本質的価値が増加するかもしれないという期待は小さい。
⇒**時間的価値が小さい。**

D: 価格変動率が小さい

- ⇒ 金先物価格が変動する可能性は限定的。
- ⇒ 本質的価値が増加するかもしれないという期待は小さい。
- ⇒ 時間的価値が減少。

コールオプションの買い（金先物価格が上がると見込んでいる時）

権利行使価格 **4,000** 円 / グラムのコールオプションを買う場合

* 実際の取引では、手数料や税金が必要になります。

取引開始

お客様（買い手）

東京商品取引所

売り手

プレミアム

プレミアム

プレミアム

オプション

オプション

オプション

1 プレミアムを支払ってオプション購入

* ここではプレミアムを 50 円 / グラムと仮定します。
なお、金オプションの取引単位は 100 グラムなので倍率は 100 倍です。

プレミアム 5,000 円を支払って、オプションを取得。
(50 円 × 100 倍 = 5,000 円)

取引最終日まで

この期間はその時点のプレミアムで転売可能

金先物価格が上昇すれば、原則としてコールオプションのプレミアムも上昇します。

- プレミアムが、買いつけた価格より高くなったときに転売すれば利益、逆に買いつけた価格より安いときに転売すれば損失となります。

(売値 - 買値) × 倍率 = 利益

(受取 - 支払) (プレミアム) (プレミアム)

取引最終日まではいつでも転売できます

利益の例

50 円で買って、100 円で転売した場合：
(100 - 50) × 100 = 5,000 … 5,000 円の利益

損失の例

50 円で買って、20 円で転売した場合：
(20 - 50) × 100 = ▲3,000 … 3,000 円の損失

権利行使日（取引最終日の翌日）

3 権利行使日に未決済のオプションは最終清算価格で決済

- イン・ザ・マネーのオプションは自動権利行使

最終清算価格が権利行使価格を上回る 4,300 円になっていた場合

権利行使価格 4,000 円のコールオプションが自動的に行使されます。

権利行使価格 4,000 円と最終清算価格 4,300 円の差額に倍率を乗じて得た額が利益になります。

(4,300 円 - 4,000 円) × 100 - 5,000 円 = 25,000 円の利益

最終清算価格

権利行使価格

倍率

支払ったプレミアム

* ただし、イン・ザ・マネーであっても手数料や税金により、権利行使しない方がよいと買い手が判断した場合、その旨を申告すれば権利放棄ができます。

- イン・ザ・マネー以外のオプションは権利消滅

最終清算価格が権利行使価格を下回る 3,300 円になっていた場合

保有しているコールオプションは権利消滅して取引終了となります。

支払ったプレミアム 5,000 円がそのまま損失額

オプションを取得した場合、損失を限定した取引が可能になります。

● コールオプションの権利行使日における損益図は以下ようになります(プレミアムは 50 円)。

コールオプションの買い

(金先物価格が上がると見込んでいる時)

権利行使価格 4,000 円のコールオプションを 50 円で購入した場合、最終清算価格が 4,050 円を下回った場合の損失は支払ったプレミアムに限定され、4,050 円を上回った場合に利益が発生します。

- 86 -

8

9

プットオプションの買い（金先物価格が下がると見込んでいる時）

権利行使価格 4,500円 / グラムのプットオプションを買う場合

* 実際の取引には、手数料や税金が必要になります。

取引開始

お客様（買い手）

プレミアム

オプション

東京商品取引所

プレミアム

オプション

売り手

プレミアムを支払って
オプション購入

* ここではプレミアムを50円/グラムと仮定します。
なお、金オプショナルの取引単位は100グラムなので倍率は100倍です。

プレミアム5,000円を支払って、オプションを取得。
(50円 × 100倍 = 5,000円)

取引最終日まで

この期間はその時点のプレミアムで転売可能

金先物価格が下落すれば、原則としてプットオプションのプレミアムも上昇します。

● プレミアムが、買いつけた価格より高くなったときに転売すれば利益、逆に買いつけた価格より安いときに転売すれば損失となります。

(**売値** - **買値**) × **倍率** = **損益**
(**受取** (プレミアム) (支払 (プレミアム))

利益の例 50円で買って、100円で転売した場合：
(100-50) × 100 = 5,000…5,000円の利益

損失の例 50円で買って、20円で転売した場合：
(20-50) × 100 = ▲3,000…3,000円の損失

金先物価格が下落すれば、原則としてプットオプションのプレミアムも上昇します。

● プレミアムが、買いつけた価格より高くなったときに転売すれば利益、逆に買いつけた価格より安いときに転売すれば損失となります。

(**売値** - **買値**) × **倍率** = **損益**
(**受取** (プレミアム) (支払 (プレミアム))

利益の例 50円で買って、100円で転売した場合：
(100-50) × 100 = 5,000…5,000円の利益

損失の例 50円で買って、20円で転売した場合：
(20-50) × 100 = ▲3,000…3,000円の損失

権利行使日（取引最終日の翌日）

3 権利行使日に未決済のオプションは最終清算価格で決済

● イン・ザ・マネーのオプションは自動権利行使

最終清算価格が権利行使価格を下回る4,300円になっていた場合

権利行使価格4,500円のプットオプションが自動的に行使されます。
権利行使価格4,500円と最終清算価格4,300円の差額に倍率を乗じて得た額が利益になります。

(4,500円 - 4,300円) × 100 - 5,000円 = 15,000円の利益

権利行使価格 最終清算価格 倍率 支払ったプレミアム

* ただし、イン・ザ・マネーであっても手数料や税金により、権利行使しない方がよいと買手手判断した場合、その旨を申告すれば権利放棄ができます。

● イン・ザ・マネー以外のオプションは権利消滅

最終清算価格が権利行使価格を上回る4,800円になっていた場合

保有しているプットオプションは権利消滅して取引終了となります。

支払ったプレミアム5,000円がそのまま損失額

オプションを取得した場合、損失を限定した取引が可能になります。

● プットオプションの権利行使日における損益図は以下のようになります(プレミアムは50円)。

プットオプション
1枚当たりの損益

(金先物価格が下がると見込んでいる時)

権利行使価格4,500円のプットオプションを50円で購入した場合、最終清算価格が4,450円を上回った場合の損失は支払ったプレミアムに限定され、4,450円を下回った場合に利益が発生します。

利益

損失

権利行使価格

4,200円 4,300円 4,400円 4,450円 4,500円 4,600円 最終清算価格

+150円
+100円
+50円
-50円

10

11

- 87 -